

2019年10月31日

ご加入者の皆さま

パナソニック健康保険組合  
保 険 業 務 部

## 被扶養者認定要件の制度改正（国内居住の要件追加）について

2020年4月1日より、健康保険の被扶養者認定に際して「日本国内に住所を有する者」であることが要件として追加されます。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後とも再び日本で生活する可能性が高いと認められる場合は例外的に認定要件を満たすこととなります。

一方で、現在、海外に居住する被扶養者がいる場合など、新たに認定要件となる国内居住を満たさない場合は、2020年4月以降の扶養認定は認められませんので、扶養削除の異動届（保険証返却）の提出が必要となります。

詳細は、次ページ資料と下記のURLをご確認いただき、所属人事様へ異動届を速やかに提出願います。

なお、2020年4月以前の異動届の受付も可能です。（非該当証明書は4月1日の発行となります）

※2020年4月1日以降届出がなく、健保へ扶養削除の手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、2020年4月1日に遡って資格を抹消いたします。また、医療機関等での受診に関わる保険給付費も遡って請求いたします。

参考URL

【被扶養者（家族）に関するQ&A】

[http://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku\\_kanyuu/qa\\_huyounintei.htm](http://phio.panasonic.co.jp/hoken/shikumi/kazoku_kanyuu/qa_huyounintei.htm)

以上

## 被扶養者認定要件の制度改正（国内居住の要件追加）について

- 2020年4月1日より、健康保険の被扶養者の認定に際して「**日本国内に住所を有する者**」であることを**要件として追加**
- ただし、留学生などの場合、日本に住所がなくても日本に生活の基盤があると認められるものについては、**例外的に要件を満たすこととする**

### ● 例外者 ●

- ① 留学生
- ② 海外赴任に同行する家族  
日本から海外への渡航理由に照らし、これまで日本で生活しており、今後再び日本で生活する蓋然性の高い者等

# 今後の扶養申請時のポイント（省令案より）

**重要!**

認定対象

## 原則、日本に住所を有する者

その他の日本に住所を有しない者のうち、日本に生活の基礎があると認められる場合は**例外的に要件を満たす**

認定対象外

日本に住所を有しない  
日本に住所を有する者であっても、  
**「医療滞在ビザ」「観光・保養を目的とするロングステイビザ」**で来日した場合

※「医療滞在ビザ」とは、人間ドックや健康診断などを受けることを目的として訪日する外国人患者等及び同伴者に対して発給されるもの

●短期滞在の在留者は、生活の基盤を移したものと認められない一時的な状態であるため**国内居住とはみなさない**

被扶養者脱退手续へ

**速やかに所属人事様へ異動届の提出  
4月以前でも異動届受付可能（異動届と保険証回収）**